

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行に伴う 関係政令の整備等に関する政令の概要

1 趣旨

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成 25 年法律第 78 号）の施行に伴い、国家公務員退職手当法施行令等について必要な改正を行う。

2 内容

（1）国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）の一部改正

国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 6 条の 4 は、退職手当の調整額の算定の基礎となる在職期間から、休職月等のうち政令で定めるものを除くこととし、国家公務員退職手当法施行令第 6 条第 3 項各号に、その政令で定めるものを規定している。

退職手当の基本額の算定に当たっても、その基礎となる期間から、配偶者同行休業をした期間を全期間除くこととしていること（国家公務員の配偶者同行休業に関する法律第 9 条第 2 項）を踏まえ、その政令で定めるものに配偶者同行休業をした期間を追加し、当該期間を全期間除くこととする。

※調整額：退職した者の最も高い職責 5 年分に依りて加算されるもの。

（2）国家公務員共済組合法施行令（昭和 33 年政令第 207 号）の一部改正

国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 2 条第 1 項第 1 号は、常時勤務に服することを要する国家公務員（常時勤務に服することを要しない国家公務員で、政令で定める者を含む。）を同法の適用対象とし、国家公務員共済組合法施行令第 2 条第 1 項各号に、その政令で定める者を規定している。

自己啓発等休業と同様、配偶者同行休業をしている職員も組合員資格を継続させることが適当であることから、その政令で定める者に配偶者同行休業をしている者を追加することとする。

（3）地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）の一部改正

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 142 条は、常時勤務に服することを要する国家公務員（法令の規定により職務に専念する義務を免除された者で、政令で定める者を含む。）のうち警察庁の所属職員及び地方警務官を同法の適用対象とし、地方公務員等共済組合法施行令第 42 条に、その政令で定める者を規定している。

自己啓発等休業と同様、配偶者同行休業をしている警察庁の所属職員及び地方警務官も組合員資格を継続させることが適当であることから、その政令で定める者に配偶者同行休業をしている者を追加することとする。

※地方警務官：都道府県警察の職員のうち、警視正以上の階級にある警察官

(4) 児童手当法施行令（昭和 46 年政令第 281 号）の一部改正

児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）は、3 才未満の児童等を養育する父母に対し、市町村長が児童手当を認定・支給することを規定しているが、同法第 17 条第 1 項の表第 1 号では、常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公務員に対しては、各省各庁の長が児童手当を認定・支給することとし、児童手当法施行令第 4 条第 1 項に、その政令で定める者を規定している。

自己啓発等休業と同様、配偶者同行休業をしている職員も引き続き各省各庁の長が児童手当の認定・支給を行うことが適当であることから、その政令で定める者に配偶者同行休業をしている者を追加することとする。

(5) 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成 12 年政令第 316 号）の一部改正

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）により、各特定独立行政法人はその常勤職員（常時勤務に服することを要しない職員で、政令で定める者を含む。）数を主務大臣に報告し、政府は、毎年、国会に対しその数を報告するものとされている。独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第 4 条に、その政令で定める者を規定している。

同条では、その時点では常時勤務に服することを要しないが、一定期間の経過後は職務に復帰することとなる職員を規定しており、自己啓発等休業と同様、配偶者同行休業をしている職員もこれに含めることが適当であることから、その政令で定める者に追加することとする。

3 施行期日

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成 25 年法律第 78 号）の施行の日
（平成 26 年 2 月 21 日）